

令和2年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル

ア キ ナ ジ ス タ 株 式 会 社

代表取締役社長 小 林 祐 介

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年6月25日（木曜日）午後7時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 5階 穂高
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第20期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 当社解散の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 清算人2名選任の件
第4号議案 清算人の報酬額決定の件
第5号議案 監査役の報酬額決定の件

以 上

-
1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.akinasista.co.jp/ir/library.html>) に掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数を確保できない可能性がございます。あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

(添付書類)

事業報告

(自 平成31年4月1日)
(至 令和2年3月31日)

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社が事業を営むインターネット広告業界においては、当社が主力事業を展開するインターネット広告市場が引き続き成長を続けており、2019年におけるインターネット広告費は2,104,800百万円（前年比119.6%）とテレビメディア広告費を超えて初めて2兆円を突破し（注1）、2020年のインターネット広告媒体費は全体で1兆8,459億円まで成長する見通しとなっているなど（注2）、当社の経営を取り巻く事業環境としましては、依然として高成長期にあったといえます。

しかしながら、アドネットワーク事業においては、前事業年度から引き続きアドネットワーク広告の需要が衰退し、広告代理事業においては、主要広告案件が停止するなど、当社全体の収益構造は大幅な悪化をたどり、このような経営状況に対して、収益が見込めないサービスを停止するなどして経営のスリム化を図ってまいりましたが、収益構造を抜本的に改善するには至らず、当社全体を通して大幅な減収減益となりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高987,088千円（前年比48.5%減）、営業損失154,976千円（前期は15,796千円の営業利益）、経常損失149,560千円（前期は12,169千円の経常利益）、当期純損失176,762千円（前期は8,793千円の純利益）となりました。

（注1）出所「2019年 日本の広告費」株式会社電通

（注2）出所「2019年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」株式会社D2C/株式会社サイバーコミュニケーションズ/株式会社電通/株式会社電通デジタル

事業別の概況は次のとおりであります。なお、数値につきましてはセグメント間取引分相殺消去前のものを記載しております。

(アドネットワーク事業)

当セグメントにおいては、クリック保証型アドネットワーク「MAIST (マイスト)」及びスマートフォンアドプラットフォーム「TAP ONE (タップワン)」、成果報酬型アドネットワーク「AAA (トリプルエー)」を中心とするインターネット広告事業を運営しております。当事業年度においては、インフルエンサー広告やSNS広告等の配信手法が多様化したことに伴ってアドネットワーク広告の需要が衰退し、収益が見込めない「MAIST」を統合するなどの改善策を講じてまいりましたが、そのような取捨選択が奏功せず、売上高は801,296千円（前年比42.4%減）、セグメント損失（営業損失）は41,105千円（前期は79,359千円の営業利益）と大幅に減収減益となりました。

(広告代理事業)

当セグメントにおいては、モバイル分野における純広告やアドネットワーク等の販売の他、実店舗を活用した成果報酬型広告「リアルアフィリエイト」の販売を行っておりますが、当事業年度においては、主要広告案件の停止等が影響したことにより、売上高は206,853千円（前年比59.5%減）、セグメント損失（営業損失）は37,590千円（前期は39,365千円の営業利益）と大幅に減収減益となりました。

(自社メディア事業)

自社メディア事業は、スマートフォン向け電子コミック配信サービス「eyebook (アイブック)」及び「JCnews (ジェイシーニュース)」等、自社メディアの運営・開発を行ってまいりましたが、当事業年度においては、経営のスリム化を図るために、「eyebook」及び「JCnews」のサービスを停止したことにより、売上高は13,023千円（前年比49.4%減）となり、開発費の支出等が影響し、セグメント損失（営業損失）は28,829千円（前期は32,224千円の営業損失）となりました。

以上ご説明いたしました事業の部門別の売上高は次のとおりであります。

部門の種類	売上高(千円)	構 成 比	前 年 比
アドネットワーク事業	801,296	78.5%	57.6%
広 告 代 理 事 業	206,853	20.2%	40.5%
自 社 メ デ ィ ア 事 業	13,023	1.3%	50.6%
合 計	1,021,173	100.0%	53.0%

なお、セグメント間取引分を相殺消去した事業別の売上高は次のとおりであります。

部門の種類	売上高(千円)	構 成 比	前 年 比
アドネットワーク事業	767,297	77.7%	55.6%
広 告 代 理 事 業	206,853	21.0%	40.5%
自 社 メ デ ィ ア 事 業	12,937	1.3%	51.9%
合 計	987,088	100.0%	51.5%

2. **設備投資等の状況**
該当事項はありません。
3. **資金調達の状況**
該当事項はありません。
4. **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**
該当事項はありません。
5. **他の会社の事業の譲受けの状況**
記載すべき重要な事項はありません。
6. **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
7. **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**
該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当事業年度において売上高が著しく減少し、営業損失154,976千円、経常損失149,560千円及び当期純損失176,762千円を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事業又は状況が存在しております。

当社は、アドネットワーク広告市場が顕著に衰退している現況に鑑み、主力事業であるアドネットワーク事業への依存から脱却すべく、前事業年度からリアルアフィリエイトを展開し、さらに新規事業等に取り組むことによって業績の回復および収益基盤の改善を図ってまいりました。

しかしながら、依然としてアドネットワーク事業に代わる収益の核となる事業を確立することができず、リアルアフィリエイトも新型コロナウイルス発生の影響を受け十分な収益基盤となる見込みが立たなくなりました。

現時点において運転資金は十分確保されているものの、早期黒字化の確実な対応策が立てられないなか、事業を継続して会社の貴重な財産を毀損させかねないリスクを取るよりは、現段階で会社解散を行い残余財産を分配することが株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーにとって最善であると判断し、令和2年5月22日開催の取締役会において、令和2年6月26日開催予定の定時株主総会に会社解散の議案を上程することを決議いたしました。ただし、同様の視点から提案がなされる他の方策についても検討する用意があります。

解散決議後は、資産の換価、債権の回収、債務の弁済等をおこない、法令および定款に基づき残余財産の分配を行うこととなります。なお、残余財産の分配時期や見込額については、現時点では未定であります。

9. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第17期 自平成28年4月1日 至平成29年3月31日	第18期 自平成29年4月1日 至平成30年3月31日	第19期 自平成30年4月1日 至平成31年3月31日	第20期(当期) 自平成31年4月1日 至令和2年3月31日
売 上 高	2,128,757	2,217,050	1,916,301	987,088
営業利益又は営業損失 (△)	△24,425	29,177	15,796	△154,976
経常利益又は経常損失 (△)	△30,321	27,773	12,169	△149,560
当期純利益又は当期純損失(△)	△63,154	29,673	8,793	△176,762
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失 (△)	△2,306円93銭	833円18銭	246円92銭	△4,963円28銭
総 資 産	1,180,954	1,259,453	1,174,199	881,592
純 資 産	916,409	946,082	954,876	778,114

10. 主要な事業内容

当社は、クリック課金広告ネットワーク「MAIST (マイスト)」、スマートフォンアドプラットフォーム「TAP ONE (タップワン)」及びアフィリエイト広告ネットワーク「AAA (トリプルエー)」を運営するアドネットワーク事業、純広告や検索連動型(リスティング)広告の販売と運用を行う広告代理事業、当社運営のサイトを通じて一般消費者へサービスや有用な情報を提供する自社メディア事業を主要な事業としており、スマートフォンを中心としたインターネット広告事業に幅広く取り組んでおります。

11. 主要な営業所

(本社) 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル

12. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	20名	3名減	36.5歳	6.6年
女 性	2名	2名減	35.8歳	7.8年
合計又は平均	22名	5名減	36.4歳	6.7年

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は、FC2 Investment, LLCであり、FC2 Investment, LLCは当社の株式を22,242株（議決権比率62.45%）所有しております。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（令和2年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 75,000株
2. 発行済株式の総数 38,381株（自己株式2,767株含む）
3. 株主数 919名

4. 大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
F C 2 I n v e s t m e n t , L L C	22,242	62.45
地 村 正 廣	1,100	3.08
稲 葉 京 太 郎	591	1.65
内 田 善 紀	500	1.40
橘 尚 吾	444	1.24
駒 村 晃 子	413	1.15
鶴 見 達 也	386	1.08
戸 塚 剛	340	0.95
清 水 博 行	253	0.71
井 上 克 日 己	250	0.70

- （注）1. 当社は自己株式を2,767株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下は切り捨てしております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 株式会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（令和2年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 祐 介	インターネットマーケティング事業部ゼネラルマネージャー
取 締 役	岩 澤 雅 史	情報システム部ゼネラルマネージャー
取 締 役 (監査等委員)	新 井 健 一 郎	TH弁護士法人 弁護士
取 締 役 (監査等委員)	中 嶋 長 史	株式会社デライト 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	近 藤 雅 彦	株式会社ALEGO 代表取締役 studio15株式会社 取締役 IRIS株式会社 代表取締役 データアナリティクスラボ株式会社 代表取締役

(注)1. 令和元年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）である富田賢氏は、任期満了により退任いたしました。

2. 新井健一郎氏、中嶋長史氏、近藤雅彦氏は社外取締役であります。

3. 当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する方針に則り、委員会事務局より適宜情報共有及び報告を行っておりますとともに監査等委員からの質問には速やかに回答する体制であり、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役新井健一郎氏、中嶋長史氏、近藤雅彦氏の3名は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

取締役新井健一郎氏、中嶋長史氏、近藤雅彦氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 取締役の報酬等の額

	人 数	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く)	2名	27,700千円
取締役 (監査等委員)	3名	16,000千円

(注) 上記のほか、使用人兼取締役に対する使用人給与は9,600千円であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 新井 健一郎

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会12回のうち、取締役会12回、監査等委員会12回に出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(2) 取締役 中嶋 長史

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会12回のうち、取締役会11回、監査等委員会11回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(3) 取締役 近藤 雅彦

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会12回のうち、取締役会10回、監査等委員会10回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額
社 外 役 員 の 報酬等の総額等	3名	16,000千円

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名

公認会計士 古嶋裕一、公認会計士 古屋満喜男

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士 古嶋裕一 4,000千円

公認会計士 古屋満喜男 5,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務施行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本方針を明確にするため、全役職員を対象とした行動指針及び規範としてコンプライアンス規程及び社員倫理規程を定め、それを全役職員に徹底させるとともに、全役職員が、企業市民の一員として、社会的な倫理の上に事業活動を行うことを誓う。
- ② 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
- ③ 当社は、コンプライアンスを推進する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともにコンプライアンス規程等の見直しを行うほか、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- ④ 法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社内及び社外窓口を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に係る施策を実施する。コンプライアンス委員会はその結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役に報告するものとする。
- ⑥ 監査等委員である取締役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、業務執行取締役に対し助言又は勧告を行うものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人は、当社において、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び文書管理規程に従い適切に保存・管理するものとする。
- ② 上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- ③ 当社は、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理を統括する部門を経営管理部とし、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

③経営上重要なリスクは、経営管理部において、当社全体の業務遂行上のリスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織役職規程、業務分掌規程及び決定権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

③当社は、当社の取締役及び使用人が共有すべき全社的目標を定め、代表取締役は、全社的目標達成のための具体的目標及び権限の適切な分配等、当該目標達成のための効率的な方法を定め、担当部署に具体的に指示をする。

(5) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の職務は、監査等委員会事務局においてこれを補助する。同局による監査等委員会の補助業務は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

②監査等委員会事務局は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

③監査等委員会に所属する使用人の人事異動、人事評価及び懲戒については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重して決定するものとする。

④監査等委員会は、定期的に監査等委員会事務局と意見交換の機会を設け、相互の意思疎通及び情報交換がなされるように努めるものとする。

(6) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。

②内部通報規程に基づき通報・相談を受けた社内窓口担当者は、その通報・相談内容が定款又は法令に違反し、又は違反するおそれがある場合、監査等委員会に報告するものとする。

③内部通報規程において、内部通報窓口に通報した者が解雇その他の不当な取り

扱いを受けないことを定め、運用の徹底を図るものとする。通報を行った者及びその報告内容について情報管理体制を厳重に整備し、報告を行った者が不利な取扱いを受けることを防止する。

④経営管理部及び内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。

(7) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見交換の機会を設け、相互の意思疎通及び情報交換がなされるように努めるものとする。

②監査等委員会は、必要に応じて、経営管理部、内部監査室、コンプライアンス委員会と意思疎通及び情報交換を行い、監査の実効性の向上を図るものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備したうえで、以下のとおり具体的な取組みを行っております。

①主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、監査等委員である取締役が出席し、適宜、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監督し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めてまいりました。また、監査等委員会は12回開催され、各監査等委員は、監査等委員会において十分な審議を行い、当社の適正な業務運営及び実効性のある管理に努めてまいりました。加えて、監査等委員は、他の取締役、会計監査人、内部監査室、経営管理部、監査等委員会事務局と密に意思疎通及び情報交換を行い、当社の各部門の業務執行状況を把握したうえで、必要に応じて助言・提言を行ってまいりました。

②当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて、リスク管理やコンプライアンスに関する研修会を実施し、法令、定款及び社会倫理を遵守するための社内風土の構築に努めてまいりました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	864,755	流 動 負 債	103,477
現金及び預金	728,664	買掛金	57,839
売掛金	70,459	未払費用	26,146
貯蔵品	42	未払法人税等	290
前払費用	3,856	前受金	9,381
前払金	16,619	預り金	5,059
預け金	26,000	賞与引当金	4,762
未収入金	8		
短期貸付金	6,000		
未収消費税等	23,511		
貸倒引当金	△10,407		
		負 債 合 計	103,477
固 定 資 産	16,836	【 純 資 産 の 部 】	
有 形 固 定 資 産	0	株 主 資 本	778,114
建物附属設備	0	資 本 金	100,000
工具、器具及び備品	0	資 本 剰 余 金	461,401
無 形 固 定 資 産	0	資 本 準 備 金	87,979
ソフトウェア	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	373,422
のれん	0	利 益 剰 余 金	252,683
電話加入権	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	252,683
商標権	0	繰越利益剰余金	252,683
投資その他の資産	16,836	自 己 株 式	△35,971
投資有価証券	0		
敷金	16,836		
破産更生債権等	3,264		
貸倒引当金	△3,264		
		純 資 産 合 計	778,114
資 産 合 計	881,592	負 債 純 資 産 合 計	881,592

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	987,088
売 上 原 価	870,702
売 上 総 利 益	116,386
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	271,362
営 業 損 失	154,976
営 業 外 収 益	
貸 倒 引 当 金 戻 入	7,400
債 却 債 権 取 立 益	22
そ の 他	62
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	2,058
そ の 他	10
経 常 損 失	149,560
特 別 損 失	
減 損 損 失	18,290
敷 金 償 却	4,318
税 引 前 当 期 純 損 失	172,169
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290
法 人 税 等 調 整 額	5,622
法 人 税 等 還 付 税 額	△1,320
当 期 純 損 失	176,762

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金		
平成31年4月1日残高	100,000	87,979	373,422	461,401	429,446	△35,971	954,876
事業年度中の変動額							
当期純損失	—	—	—	—	△176,762	—	△176,762
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△176,762	—	△176,762
令和2年3月31日残高	100,000	87,979	373,422	461,401	252,683	△35,971	778,114

	純資産合計
平成31年4月1日残高	954,876
事業年度中の変動額	
当期純損失	△176,762
事業年度中の変動額合計	△176,762
令和2年3月31日残高	778,114

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当事業年度において売上高が著しく減少し、営業損失154,976千円、経常損失149,560千円及び当期純損失176,762千円を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、アドネットワーク広告市場が顕著に衰退している現況に鑑み、主力事業であるアドネットワーク事業への依存から脱却すべく、前事業年度からリアルアフィリエイトを展開し、さらに新規事業等に取り組むことによって業績の回復および収益基盤の改善を図ってまいりました。しかしながら依然としてアドネットワーク事業に代わる収益の核となる事業を確立することができず、リアルアフィリエイトも新型コロナウイルス発生の影響を受け、十分な収益基盤となる見込みが立たなくなりました。

現時点において運転資金は十分確保されているものの、早期黒字化の確実な対応策が立てられないなか、事業を継続して会社の貴重な財産を毀損させかねないリスクを取るよりは、現段階で会社解散を行い残余財産を分配することが株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーにとって最善であると判断し、令和2年5月22日開催の取締役会において、令和2年6月26日開催予定の定時株主総会に会社解散の議案を上程することを決議いたしました。ただし同様の観点から提案がなされる他の方策についても検討する用意があります。

このような状況にあることから、株主総会の特別決議を経ていない現時点におきましては、継続企業の前提に関する重要な不確実性があります。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以後取得の建物（建物附属設備を除く。）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 5年～10年

工具、器具及び備品 3年～10年

- (2) 無形固定資産 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当事業年度において、本社の不動産賃貸借契約の解約に伴う原状回復費用を合理的に見積もることが可能となったため、資産除去債務4,318千円を計上しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。当該見積りの変更により、税引前当期純損失が4,318千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 50,021千円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしております。

事業環境の悪化等により将来の回収可能性を検討した結果、回収は困難であると判断し、帳簿価格を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来のキャッシュ・フローが見込めないことにより使用価値をゼロとして評価し、当該減少額は減損損失(18,290千円)として特別損失に計上しております。その主な内訳は、のれん(13,546千円)、建物附属設備(3,412千円)、工具、器具および備品(815千円)、ソフトウェア(388千円)です。

2. 敷金償却

本社の不動産賃貸借契約の解約に伴い、発生すると見込まれる原状回復費用に基づき、算定した金額を敷金から減額いたしました。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 38,381株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 2,767株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、貸倒引当金限度超過額及び投資有価証券評価損であり、評価性引当額として全額控除していることから、貸借対照表上、繰延税金資産は計上しておりません。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入と増資（新株予約権発行を含む）による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は、取引先の信用リスクに晒されており、またグローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての預金及び営業債権・債務は、為替の変動リスクに晒されています。信用リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっています。

営業債務は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	728,664	728,664	—
(2) 売掛金	70,459	70,459	—
(3) 買掛金	57,839	57,839	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	21,848円55銭
2. 1株当たり当期純損失	4,963円28銭

(重要な後発事象に関する注記)

解散について

当社は、令和2年5月22日開催の取締役会において、令和2年6月26日開催予定の定時株主総会に会社解散の議案を上程することを決議いたしました。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月26日

アキナジスタ株式会社
取締役会 御中

東京芝公認会計士共同事務所

公認会計士 古嶋 裕一 ㊞

公認会計士 古屋 満喜男 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキナジスタ株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において売上高が著しく減少し、営業損失154,976千円、経常損失149,560千円及び当期純損失176,762千円を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。また、令和2年5月22日開催の取締役会において、令和2年6月26日開催予定の定時株主総会に会社解散の議案を上程することを決議したことから、株主総会の特別決議を経ていない現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は令和2年5月22日開催の取締役会において、令和2年6月26日開催予定の定時株主総会に会社解散の議案を上程することを決議している。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、経営管理部、内部監査室をはじめとした当社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人公認会計士古嶋裕一、公認会計士古屋満喜男の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月27日

アキナジスタ株式会社 監査等委員会

監査等委員 新井健一郎 ⑩

監査等委員 中嶋長史 ⑩

監査等委員 近藤雅彦 ⑩

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 当社解散の件

当社は、アドネットワーク広告市場が顕著に衰退している現況に鑑み、主力事業であるアドネットワーク事業への依存から脱却すべく、前事業年度から引き続き、新規事業等に取り組むことによって業績の回復および収益基盤の改善を図ってまいりましたが、依然としてアドネットワーク事業に代わる収益の核となる事業を確立することができず、早期に黒字化を達成する見込みも少ないことから、現時点におきまして、会社を解散し、残余財産を分配することが株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーにとって最善であると判断いたしましたので、2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、当社を解散することをお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が承認されることを条件としまして、解散に伴い必要となる定款の一部変更をお願いするものであります。

なお、変更内容は次のとおりであり、本定款変更の効力は、2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

(変更条文のみ記載、下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は <u>次の事業を行うこと</u> を目的とする。 1. <u>インターネットに関する業務</u> 2. <u>携帯電話および携帯端末に関する業務</u> 3. <u>広告業務および広告代理に関する業務</u> 4. <u>ソフトウェアおよびコンテンツに関する業務</u> 5. <u>物販業務</u> 6. <u>放送、通信に関連する業務</u> 7. <u>コンサルティング、仲介および情報提供業務</u> 8. <u>保険代理業</u> 9. <u>ベンチャー等に対する投資、企業・事業の売買及びその仲介</u> 10. <u>前各号に付随関連する一切の業務</u>	(目的) 第2条 当社は <u>会社法第2編第9章の定めるところにより清算すること</u> を目的とする。 [削除]

<p>(基準日) 第6条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第6条 当社は、毎年6月26日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その清算事務年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 [削除] 2 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、当社の株式取扱規程による。</p>
<p>(自己株式取得) 第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>	<p>[削除]</p>
<p>(招集) 第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>(招集) 第9条 当社の定時株主総会は、毎清算事務年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>

<p>(招集権者および議長) <u>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。</u> <u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者および議長) <u>第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表清算人が招集し、その議長となる。</u> <u>2 代表清算人に事故があるときは、当該株主総会で議長を選任する。</u></p>
<p>第12条～第15条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) <u>第16条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、4名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は3名とする。</u></p>	<p>[削除]</p> <p>[削除]</p>
<p>(選任方法) <u>第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>[削除]</p>

<p>(任期) <u>第18条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 増員または任期満了前に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>3 第1項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役会の設置) <u>第19条 当社は、取締役会を置く。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) <u>第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>2 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>[削除]</p>

<p>(取締役会の招集通知) <u>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(業務執行の委任) <u>第23条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役会の決議方法等) <u>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役会の議事録) <u>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u> <u>2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(報酬等) <u>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>[削除]</p>

<p>(取締役会規程) <u>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役の責任免除) <u>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>[新設] [新設]</p>	<p>第4章 清算人 (清算人) <u>第15条 当社の清算人は、1名以上とする。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(清算人の選任方法) <u>第16条 清算人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(代表清算人) <u>第17条 当社の清算人が1人のときは当該清算人を代表清算人とし、当社に清算人が2人以上いるときは代表清算人1名を置き、清算人の互選によって定めるものとする。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(清算人の報酬) <u>第18条 清算人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会) <u>第29条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p>	<p>[削除]</p> <p>[削除]</p>
<p>(監査等委員会) <u>第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u> <u>2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(監査等委員会の議事録) <u>第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(監査等委員会規程) <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p><u>第5章 監査役</u></p> <p>(監査役の員数) <u>第19条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>

<p>[新設]</p>	<p>(監査役の選任方法) <u>第20条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(監査役の報酬) <u>第21条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(監査役の責任免除) <u>第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に監査役の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) <u>第34条 当社は、会計監査人を置く。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(選任方法) <u>第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(任期) <u>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(報酬等) <u>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>	<p>[削除]</p>

<p>(会計監査人の責任免除) <u>第38条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、<u>取締役会の決議</u>によって、<u>同法第423条第1項の会計監査人</u>(<u>会計監査人であった者を含む。</u>)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>[削除]</p>
<p>第7章 計算 (事業年度) <u>第39条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>第6章 計算 (清算事務年度) <u>第23条</u> 当社の清算事務年度は、毎年6月27日から翌年6月26日までとする。</p>
<p>(剰余金の配当) <u>第40条</u> 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という)を支払う。</p>	<p>[削除]</p>
<p>(中間配当) <u>第41条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>『(以下「<u>中間配当金</u>」という)』をすることができる。</p>	<p>[削除]</p>
<p>(剰余金の配当等の除斥期間) <u>第42条</u> <u>期末配当金および中間配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払義務を免れる</u>。</p>	<p>[削除]</p>
<p>[新設]</p>	<p>附則 (非業務執行取締役等の責任免除に関する経過措置) 1 <u>第20回定時株主総会終結前における非業務執行取締役等</u>(<u>非業務執行取締役等であった者を含む。</u>)の行為に関する<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約</u>については、<u>なお従前の例による</u>。</p>

第3号議案 清算人2名選任の件

第1号議案が承認されることを条件としまして、清算人2名の選任をお願いするものであります。清算人候補者は次のとおりであります。

①代表清算人候補

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
こばやし ゆうすけ 小林 祐介 (昭和58年9月11日生)	平成14年4月 防衛省陸上自衛隊入隊	9株
	平成16年4月 株式会社ロコモーション入社	
	平成17年11月 株式会社CREレジデンシャル入社	
	平成20年8月 株式会社モバイル・アフィリエイト入社	
	平成24年1月 当社アドネットワーク事業部長就任	
	平成24年7月 当社インターネットマーケティング事業部長就任	
	平成24年11月 当社取締役就任	
	平成27年4月 当社インターネットマーケティング事業部ゼネラルマネージャー就任(現任)	
	平成27年6月 当社代表取締役社長就任(現任)	
平成27年9月 ゴディアックアジア株式会社社外取締役就任		

②清算人候補

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
いわさわ まさし 岩澤 雅史 (昭和57年6月17日生)	平成16年10月 株式会社ホームページシステム入社	一株
	平成21年8月 同社取締役就任	
	平成22年8月 同社取締役辞任	
	平成24年7月 当社顧問就任	
	平成24年11月 当社取締役就任(現任)	
	平成27年4月 当社インターネットマーケティング事業部エンジニアチームリーダー就任 当社情報システム部ゼネラルマネージャー就任(現任)	

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は平成21年4月1日に株式会社モバイル・アフィリエイトを吸収合併しております。

第4号議案 清算人の報酬額決定の件

第1号議案が承認されることを条件としまして、当社の財務状況、清算事務の内容等、その他諸般の事情を勘案し、清算人の報酬総額を月額60万円以内とすることをお願いするものであります。

なお、各清算人に対する具体的金額、支給の時期等は、清算人の決定にご一任願いたいと存じます。本議案に係る清算人の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、2名となります。

第5号議案 監査役の報酬額決定の件

第1号議案が承認されることを条件としまして、当社の財務状況、清算事務の内容等、その他諸般の事情を勘案し、監査役の報酬総額を月額75万円以内とすることをお願いするものであります。

なお、会社法第477条第4項及び第5項の規定に基づき、当社の監査等委員である取締役 新井健一郎氏、中嶋長史氏、近藤雅彦氏の3名が監査役に就任いたします。また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役3名との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、300万円または法令が定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

所在地：東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 5階 穂高
交通：JR 市ヶ谷駅より徒歩約2分
地下鉄 有楽町線・南北線・新宿線市ヶ谷駅
より徒歩約2分

